八十二銀行の経営管理体制

| 役員体制

以另外间	
取締役	
取締役会長 山浦 愛幸 Yoshiyuki Yamaura	取締役頭取 (代表取締役) 湯本 昭一 Shoichi Yumoto
昭和44年 4月 当行へ入行	昭和55年 4月 当行へ入行 平成23年 6月 常務取締役 平成12年 6月 中野西支店長 平成14年 6月 下諏訪支店長 平成16年 6月 名古屋支店長 平成16年 6月 金融市場部長 平成20年 6月 執行役員金融市場部長 平成21年 6月 常務執行役員本店営業部長
取締役副頭取 (代表取締役) 松下 正樹 Masaki Matsushita	常務取締役 中村 孝 Takashi Nakamura
昭和57年 4月 当行へ入行 平成16年 2月 長野南支店長 平成18年 2月 坂城支店長 平成20年 6月 常務執行役員東京営業部長 平成27年 6月 常務取締役松本営業部長 平成20年 6月 企画部長 平成29年 6月 取締役副頭取(現職)	昭和56年 4月 当行へ入行 平成25年 6月 執行役員融資部長 平成17年 6月 飯田支店副支店長 平成27年 6月 常務取締役(現職) 平成19年 6月 人事部副部長 平成21年 6月 塩尻エリア塩尻支店長 平成23年 6月 長野南部エリア篠ノ井支店長
常務取締役 松本営業部長 松田 好功 Yoshinori Matsuda	常務取締役 舟見 英夫 Hideo Funami
昭和58年 4月 当行へ入行 平成23年 6月 小諸エリア小諸支店長 平成14年 6月 長地支店長 平成17年 2月 融資部付 平成19年 6月 東京営業部営業二部長 平成21年 6月 市場国際部長 平成29年 6月 常務取締役	昭和57年 4月 当行へ入行
常務取締役 吉江 宗雄 Muneo Yoshie	常務取締役 佐藤 裕一 Yuichi Sato
昭和59年 4月 当行へ入行	昭和59年 4月 当行个入行 平成25年 6月 執行役員飯田エリア飯田支店長 平成15年 6月 富士見支店長 平成17年 6月 川中島支店長 平成29年 6月 常務執行役員本店営業部長 平成28年 6月 敗入之統括部長 平成23年 6月 企画部長
取締役* 田下 佳代 Kayo Tashita	取締役* 黒澤 壯吉 Sokichi Kurosawa
平成 2年 4月 弁護士登録(長野県弁護士会) 平成26年 4月 長野県弁護士会会長 (平成 3年 4月 宮澤法律事務所勤務 (平成27年3月退任) 平成 8年 4月 田下法律事務所開設 平成19年10月 長野県人事委員会委員(現任) (現職)	昭和33年 4月 株式会社第一銀行 入行 昭和63年 6月 株式会社第一勧業銀行 取締役総括部長委嘱 平成 3年 6月 同 常務取締役 平成 5年 4月 株式会社第一勧銀情報システム 七長(平成13年6月退任) 平成 6年 6月 扇 訪的倉庫株式会社 非常勤取締役 (現任) 平成 15年 6月 同 非常勤取締役 (現任) 平成 5年 4月 株式会社第一勧銀情報システム
<u> </u>	
常勤監查役 酒井 光一 Koichi Sakai	常勤監查役 北澤 吉美 Yoshimi Kitazawa
昭和59年 4月 当行へ入行	昭和59年 4月 当行へ入行 平成26年 6月 事務統括部長 平成16年 6月 小布施支店長 平成27年 6月 執行役員事務統括部長 平成18年 7月 高崎支店長 平成28年 6月 執行役員上田支店長 平成21年 5月 駒ヶ根支店長 平成30年 6月 常勤監査役(現職) 平成24年 6月 高田支店長

昭和59年 4月	当行へ入行	平成25年 6月	伊那エリア伊那支店長
平成16年 2月	波田支店長	平成26年 6月	執行役員伊那エリア伊那支店
平成18年 6月	東京事務所長	平成27年 6月	執行役員融資部長
平成20年 6月	県庁内支店長	平成28年 6月	常勤監査役(現職)
平成23年 6月	須坂エリア須坂支店長		

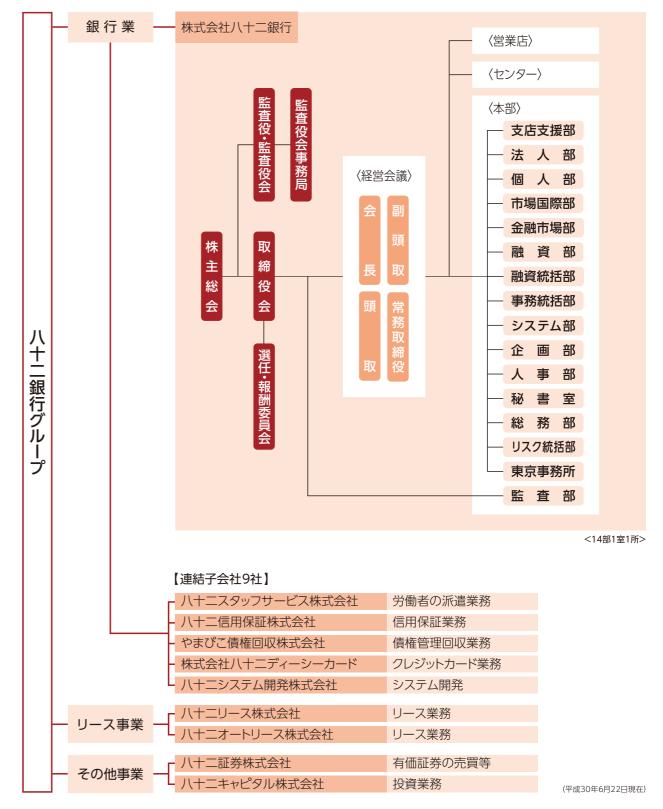
丈 Takeshi Kadota

昭和46年 7月	三菱商事株式会社 入社	平成15年 4月	同 理事 金融事業本部長
平成 3年 6月	Mitsubishi Corporation Finance Plc. 代表取締役社長	平成19年 4月	同 退社
平成 9年 5月	三菱商事株式会社 企業投資部長		株式会社カドタ・アンド・カンパニー 代表取締役社
平成11年 4月	三菱商事証券株式会社 代表取締役社長	平成19年 6月	株式会社八十二銀行 社外監査役
平成14年 1月	三菱商事株式会社 キャピタル・マーケッツユニットマネージャー		(現職)

山沢 清人 Kiyohito Yamasawa

昭和55年 4月 信州大学工学部助教授 平成 5年10月 同 工学部教授 平成21年10月 同 学長 平成27年9月 同 退任 平成28年6月 株式会社八十二銀行社外監査役

組織図



(平成30年6月22日現在)

平成27年6月 株式会社八十二銀行 社外監査役

(細盟)

(*)会社法第2条第16号に定める社外監査役

和田 恭良 Yasuyoshi Wada

平成18年11月 長野県企画局長

平成20年 4月 同 社会部長

昭和51年 4月 長野県入庁 平成22年 4月 同 環境部長 平成15年 4月 同 佐久地方事務所長 平成12年 9月 同 副知事 平成17年 4月 社会都社人長野県社会副社事業団 理事長

54 統合報告書 2018 統合報告書 2018 55

子会社等の情報

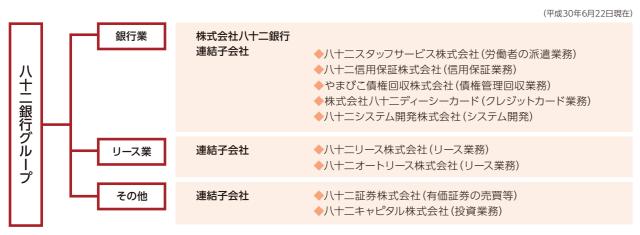
→ 銀行の子会社等に関する事項

			(平成30年6月22日現在)			
会社名 設立年月日	所在地	主要な事業の内容	資本金 (百万円)	当行出資比率%	子会社等 出資比率%	銀行及びその子会社等の出資比率合計%
ハ十二スタッフサービス (株) 昭和61年9月11日	長野市大字中御所字岡田 178番地2	労働者の派遣業務	20	100.0	-	100.0
八十二証券(株) 昭和24年5月11日	上田市常田 2丁目3番3号	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次及び代理	3,000	100.0	_	100.0
八十二信用保証(株) 昭和58年12月1日	長野市大字中御所岡田 178番地2	信用保証業務	30	100.0	_	100.0
やまびこ債権回収(株) 平成12年6月2日	長野市大字中御所字岡田 178番地2	債権管理回収業務	510	99.0	_	99.0
ハ十二リース (株) 昭和49年6月10日	長野市大字中御所岡田 218番地14	リース業務	200	25.7	21.4	47.1
(株) 八十二ディーシーカード 昭和57年8月2日	長野市南石堂町 1279番地3	クレジットカード業務	30	5.0	31.3	36.3
八十二システム開発(株) 昭和58年12月5日	長野市大字南長野西後町 1597番地1	システム開発	40	5.0	58.7	63.7
八十二キャピタル(株) 昭和59年9月17日	長野市大字南長野南石堂町 1282番地11	投資業務	200	10.0	31.0	41.0
八十二オートリース (株) 平成17年10月3日	長野市大字中御所岡田 218番地14	リース業務	100	_	100.0	100.0

[※]平成30年3月1日付で増資(8億円から30億円)しています。

→ 子会社等の主要な事業内容及び組織構成

当行及び当行のグループ会社は、当行と連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などさまざまな金融サービスを提供しています。



(注)グループ会社には、この他に有限会社こだまインベストメント及び投資事業組合などがありますが、重要性が乏しいことから連結決算上は非連結としています。

主要な業務の内容

1 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、譲渡性預金及び外貨預金を取扱っています。

2 貸出業務

(1)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っています。

3 商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っています。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地 方債、社債、株式、その他の証券に投資してい ます。

5 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取扱っています。

6 | 外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。

7 社債受託及び登録業務

社債受託業務、公共債の募集受託等に関する 業務を行っています。

8 信託業務

(1)特定障害者扶養信託

相続税法の規定に基づき、特定障害者の方の 生活の安定を図ることを目的として、個人が特 定障害者の方を受益者として設定する信託で す。

(2)公益信託

教育助成、国際研究協力、自然環境の保全等の公益を目的として設定する信託です。この信託は、金銭信託・有価証券の信託等の形態により受託しています。

上記のほか動産の信託、土地信託、不動産管理 信託を取扱っています。

9 | 附帯業務

- (1)代理業務
 - ①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及 び国債代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
 - ⑤日本政策金融公庫等の代理貸付業務
 - ⑥信託契約代理業務
- (2)保護預り及び貸金庫業務
- (3)有価証券の貸付
- (4)債務の保証(支払承諾)
- (5)金の売買
- (6)クレジットカード業務
- (7)投資信託・保険商品の窓□販売
- (8)公共債の引受
- (9)コマーシャルペーパーの取扱い
- (10)金融商品仲介業務
- (11)確定拠出年金運営管理業務

(平成30年5月31日現在)

56 統合報告書 2018 57

| コーポレートガバナンス

◆ コーポレートガバナンス原則

当行は、経営理念「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」を実現するために、当行が行うすべての企業活動を律し、八十二銀行グループの存続及び企業価値の向上と社会的責任を果たすための基本原則として、「コーポレートガバナンス原則」を定めています。

「コーポレートガバナンス原則」においては、「お客さま」「株主」「職員」「地域社会」に対する基本姿勢及び企業統治、法令遵守と企業倫理、情報開示に関わる基本姿勢などを定めています。

→ 組織形態

当行は、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う機関と、取締役の職務執行を監査する機関は、牽制関係を維持するうえで組織上独立しておくべきと考え、監査役会設置会社の体制を採用しています。さらに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役・社外監査役を独立役員として配置しています。

◆ 業務執行、監督に関わる事項

当行は取締役会のほかに、取締役会の下位機関として経営会議を設置しています。また経営会議には、執行業務の内容に応じ特定目的会議として、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、融資管理会議を設けています。

取締役会は、営業店長や本部部長を経験し、社外の経済・産業や社内の業務に通暁した社内取締役8名及び各種分野において豊富な経験と高度な見識を有する社外取締役2名で構成しており、経営会議は常務取締役以上の社内取締役で構成しています。

取締役会は取締役会規程に基づき原則毎月1回以上開催し、実質的な議論を行うとともに、相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行体制を確保しています。また、経営会議は経営会議規程に基づき原則毎週開催し、取締役会に付議すべき議案の作成のほか、全般的経営管理に関する事項及び日常の執行業務で調整を必要とする事項を協議・決定しています。

なお、当行では取締役及び監査役の候補者選任、報酬等に関して、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として、選任・報酬委員会を設置しています。

❤ 監査に関わる事項

監査役監査の組織、人員及び手続き

取締役の職務執行を監査する機関として監査役を設置しており、監査役会は社外監査役3名を含めた5名体制で構成しています。

監査役会は、監査役会規程に基づき原則月1回開催しています。各監査役は取締役会に出席し、適切な提言・助言を行うことによって、厳正な監視を行っています。常勤監査役は経営会議に出席するとともに、取締役等の日常的な職務執行や内部統制の整備・運用状況などについて営業店往査等を含め諸問題を検証し、適切な提言・助言を行うことによって、厳正な監視を行っています。

また、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針や対処すべき課題などについて意見交換を行うほか、会計監査人とも積極的に意見交換を行っています。

内部監査の組織、人員及び手続き

業務執行部門における内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、業務上の問題点の発見・指摘とともに、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善の提言を行う部署として内部監査部門を設置しています。

内部監査部門は取締役会の直属組織とし、約40名体制としています。取締役会は年度内部監査方針を決定し、それに基づき監査に当たらせ、四半期毎に内部監査状況について報告を受けています。

→ 報酬に関わる事項

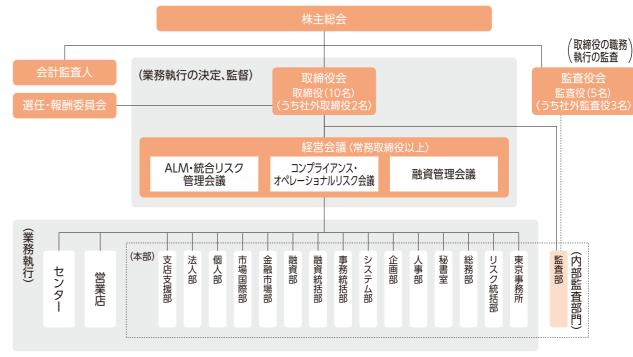
当行の取締役の報酬については、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっています。

確定金額報酬総額は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬総額については、株式報酬型ストックオプションとし新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることが株主総会で定められています。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しています。

監査役の報酬については、確定金額報酬からなっています。確定金額報酬総額については、株主総会決議により月額8百万円以内とされており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しています。

なお、取締役会は、取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案、その他取締役及び監査役の 報酬に関する事項について、選任・報酬委員会の助言・提言を受けています。

コーポレートガバナンス体制



(平成30年6月22日現在)

58 統合報告書 2018 59

コーポレートガバナンス原則

八十二銀行の経営理念は、「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」である。本原則は、経営理念を実現するために行う全ての企業活動を律し、八十二銀行グループの存続および企業価値の向上と社会的責任を果たすために定める。

1. お客さま・株主・職員の権利・利益の尊重と地域社会への貢献

(1) お客さまの権利・利益の尊重と保護

お客さまとの円滑な関係構築に努め、お客さまに適合した商品・サービスの提供を通じ、信頼と満足度を高め、お客さまの権利・利益を尊重し、保護する。

- (2)株主の権利・利益の尊重と保護
 - ア. 株主の自益権(経済的利益を得る権利) および共益権(会社の管理運営に関与する権利) 等の基本的な権利・利益を尊重し、保護する。
 - イ. 株主に対して、情報開示を充実し、公平性を確保する。
- (3)職員の処遇

職員の自立的な成長と自己実現を支援し、適切な人材配置と処遇により、働きがいのある職場環境と企業 風土を醸成する。

(4)地域社会への貢献

地域社会の一員として地域社会と円滑な関係を構築し、地域経済・産業の発展に寄与するとともに、企業の社会的責任として環境保全活動、災害支援等にも積極的に取組み、企業市民として社会貢献活動を実践する。

2. 経営管理態勢

- (1) 経営管理態勢
 - ア. 取締役会、監査役会のほか、経営会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議その他外部機関等(監査法人・顧問弁護士等)により経営管理態勢を確保し、全体を統治する。
 - イ. 各種会議・委員会を設置し、八十二銀行グループ全般にわたる諸問題について組織横断的に審議・調整を行ない、 牽制態勢を確保する。
 - ウ. 牽制機能を確保した職制・権限と適材適所の人材配置により、効率的かつ効果的な業務運営を確保する。
- (2)経営判断の原則
 - ア. 取締役は、法令・規程、客観的事実、十分な情報に基づく合理的根拠のほか各種リスクの観点などの多面的な検討に基づき、適法かつ責任ある経営判断を行う。
 - イ. 明確な意思決定プロセスの確保に努め、独断および私的利害による意思決定を排除する。
 - ウ. 書面または議事録により検討経緯を明示し、判断の適正性を確保する。

3. 法令遵守および企業倫理

(1) 法令遵守

あらゆる法令・規程・社会規範を遵守し、公正かつ誠実な企業活動を遂行する。

(2) 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。

- (3)企業倫理
 - ア. 常に高い倫理観を維持し、公明正大で透明性の高い企業活動を遂行する。
 - イ. 人種、国籍、信条、宗教、性別による差別や人権侵害を行なわず、基本的人権を尊重する。
- (4) 不正・不祥事の排除
 - ア. リスク管理および牽制態勢を確保し、内部統制体制の充実に努め、企業不祥事を防止する。
 - イ. 個人の利害関係にとらわれず、常に公明正大で公平な立場から誠実に職務を遂行する企業風土を醸成し、 不正・不祥事を排除する。
 - ウ. 業務上知り得た個人情報およびその他の情報資産について、本人の同意または適正な理由がない限り他に 開示しない。

4. 情報開示

(1)情報開示の体制整備

公開会社として迅速かつ正確な情報開示を行なう責任と義務を負い、情報の開示事項に関する適正性・公平性・迅速性を確保するため、情報開示体制を整備する。

(2)適時適切な情報開示

会社の財務状況、経営成績、会社の経営実態に関する重要事項およびその他の事項について、事実に基づき適時かつ適切に開示し、株主およびその他の利害関係者に対する説明責任を果たす。

(3)情報アクセス機会の確保

開示情報に対し、株主およびその他の利害関係者が公平かつ容易にアクセスできる機会の確保に努める。

以上

→ 内部統制システム

当行は、適切な経営管理のもと、「当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制(以下『内部統制システム』という)」の整備と適切な運用に向けた基本方針を以下のとおり定めています。

内部統制システムの整備に関する基本方針(業務の適正を確保する体制)

- 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。
- (2)取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思 疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体 制整備に努める。
- (3) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
- (4) コンプライアンス方針規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンスでは、コンプライアンス徹底のための実践計画)を取締役会で決定し実施する。
- (5)法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
- (6) 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報資産保護方針規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- (2)情報資産保護方針規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生のリスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
- (2)リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。
- (3) 新たな損失発生のリスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月 1回以上開催する。取締役会は、常務取締役以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日 常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営 戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。
- 5. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。
- (2)連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。

6O 統合報告書 2018

- (3)連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グ ループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、 定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的 に開催し、グループ法人との連携を図る。
- (4)連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合すること を確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制 定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内 部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する
- (1) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。
- (2)監査役の職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき 補助業務を行う。
- (4)監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。
- 7. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、こ れらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をした ことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統合的リスク管理部 署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。
- (2) 当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実につ いては、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署 に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告す る。
- (3) 内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。
- (4)前項(2)または(3)による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコン プライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。
- 8. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる 費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用 等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- (2)監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。
- 9. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役 の職務執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき は、速やかに適切な報告を行う。
- (2)監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等 を通じ、監査の実効性を確保する。
- (3)監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

以上

| 法令遵守・お客さま保護体制



◆ コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスとは、法令や行内ルールに加え、社会的に望ましいと認められる行動基準である社会規 範をも遵守することです。経済の根幹である信用秩序を守るという銀行の公共的な使命を考えますと、ルー ルを逸脱した行為は社会からの信頼を裏切ることであり、銀行自体の経営基盤を揺るがすことにもなりかね ません。

当行ではこのような認識のもと、「高いコンプライアンス意識の確立 | を経営の最重要課題として位置づけ、 取締役会が制定した「コンプライアンス基本方針」に沿って、健全で透明性の高い経営の実現を目指してい ます。

コンプライアンス基本方針

1. 法令および行内規程等を十分理解し、遵守する

業務に必要な関係法令や行内規程等の理解を深めるとともに、何が社会規範であるかを常に意識し、コンプライア ンスを実践していきます。

- 2. 八十二銀行の一員として、常に良識ある行動をする
- 地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わるものの一員として、一人ひとりが常に社会の常識に基づき、 自分を律していきます。
- 3. 自分がとるべき判断・行動に迷ったときには、全ての役職員は、八十二銀行の利益よりも、法令・社会規範等を優先
 - 公正な企業活動を徹底するために、八十二銀行の利益と、コンプライアンスに適う行動とが相反する場合には、法令 や社会規範等を優先させます。

体制

常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議を設 置し、コンプライアンス体制の整備・強化のための協議を通じて、コンプライアンスの徹底を図っています。

また、リスク統括部を「コンプライアンス統括部署」と位置づけ、コンプライアンスに関する問題の一元管理及 びこれに関する調査・指導を行い、全部店に配置している「コンプライアンス責任者」と連携してコンプライアン ス重視の風土醸成に努めているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年度、取 締役会で「コンプライアンスプログラム」を策定し、職員の研修などを実施しています。

また、行内に内部通報窓口を設置し、万が一不適切な事象が発生した場合には速やかに報告・対応する体制 を整備しています。

なお、当該体制の状況につきましては、取締役会で定期的に検証しています。

コンプライアンスマニュアル

取締役会の承認を経て制定している「コンプライアンスマニュアル」は当行のコンプライアンス基本方針及 び体制について解説した「総論」、具体的な局面ごとの考え方や行内手続きを定めた「コンプライアンス行動基 準1の2部にて構成されており、全役職員に周知し、日常における判断や行動の前提として徹底を図っています。

62 統合報告書 2018 統合報告書 2018 63

反社会的勢力に対する取組み

当行は、取締役会が制定した「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守し、当行に対する信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

なお、この取組みの一環として、普通預金規定などに「暴力団排除条項」を導入し、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には警察などの外部機関と連携して速やかに当該取引を解消することとしているほか、警察などの外部機関とも連携しながら反社会的勢力の情報を収集し、取引開始時の該当性チェックの徹底により取引防止に努めています。また、グループ会社についても、当行と同様の取組みを進めています。

反社会的勢力に対する基本方針

- 1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断します。
- 2. 社会的良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力との接点を排除します。
- 3. 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶します。

❤ お客さま保護のための取組み

当行は、以下の方針や取組みにより、お客さまの財産・情報・その他の利益の保護及びお客さまの利便性の向上に努めています。

お客さまの保護等に関する方針

- 1. お客さまとのお取引に際しましては、「金融商品・サービス勧誘方針」を遵守するほか、与信取引等においても、取引・契約の内容等について、適切かつ十分な情報提供と説明を行います。
- 2. お客さまからの相談、苦情等につきましては、お客さまの声を真摯に受止め、公正・迅速・丁寧に対応し、お客さまの正当な利益が守られるよう適切かつ十分なサポートに努めます。
- 3. 個人のお客さま情報につきましては、「個人情報保護宣言」に基づき、また、法人等のお客さま情報についても、個人のお客さま情報に準じ適切な保護に努めます。
- 4. お客さまとのお取引に関連して、当行の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう外部委託先を管理いたします。
- 5.利益相反のおそれのあるお取引を適切に管理し、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を遂行いたします。
- ※「金融商品・サービス勧誘方針」につきましては、ホームページで公表しています。

体制

常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議を設置し、お客さま保護に関する体制の整備・強化のための協議を通じて、お客さま保護の徹底を図っています。

また、リスク統括部を「お客さま保護に関する統括部署」と位置づけ、各業務部門における商品・サービスの お客さまへのご説明、お客さまからの苦情・相談・要望の受付と対応、お客さま情報・外部委託・利益相反に関 して、適切かつ十分な管理を行っています。

なお、当該体制の状況につきましては、取締役会で定期的に検証しています。

商品・サービスのお客さまへのご説明

当行がご提供するすべての金融サービスについて、お客さまにご納得いただいたうえで最適なサービスを お選びいただくため、適切かつ十分なご説明が行えるよう職員の研修・教育に取り組んでいます。

特に、投資信託・外貨預金・個人年金保険など、元本割れリスク等がある商品につきましては、お客さまにご理解いただく事項を定め、わかりやすくご説明することを徹底しています。また、当該状況につきましては本部でモニタリングし、必要に応じて改善を図っています。

お客さまからの苦情・相談・要望への取組み

お客さまからの苦情・相談・要望につきましては真摯に受け止め、再発防止及び改善に取り組んでいます。 また、その内容は本部に集約し、役職員共有のうえ、お客さまにご満足いただける金融サービスをご提供する ため職員の研修・教育などに取り組んでいます。

また、お客さまのご意向に応じて、中立・公正な第三者機関の関与により紛争を解決する裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)をご紹介し、当該制度を介した苦情・紛争解決にも取り組んでいます。

■ 当行が契約している指定紛争解決機関

連絡先:全国銀行協会相談室 連絡先:信託協会信託相談所

電話番号:0570-017109又は03-5252-3772 電話番号:0120-817335又は03-6206-3988

個人情報保護への取組み

当行では、お客さまからお預かりした個人情報を当行の大切な財産と考え、「個人情報保護宣言」に基づき 厳格に管理しています。

※「個人情報保護宣言」につきましては、ホームページで公表しています。

外部委託管理への取組み

お客さまとのお取引に関連して、当行の業務を外部委託する場合には、お客さま情報の管理やお客さまへのサービスのご提供などが適切に行われるよう、外部委託先の状況を立入等により定期的に確認し、監督しています。

利益相反管理への取組み

お客さまとの取引に際しましては、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益を不当に害することの ないよう業務を遂行していきます。

※「利益相反管理方針」の概要につきましては、ホームページで公表しています。

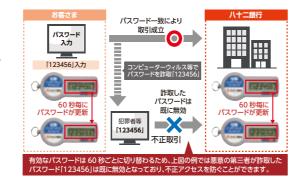
64 統合報告書 2018

金融犯罪未然防止への取組み

★ インターネットバンキング不正取引防止の取組み

ワンタイムパスワード

インターネットバンキングのログオン時に、パスワード生成機「トークン」に表示される使い捨ての「ワンタイムパスワード」を入力いただきます。有効なパスワードは60秒ごとに切り替わるため、万一誰かにパスワードを盗み取られても悪用される心配はありません。



インターネットバンキング専用ウィルス対策ソフトの提供

パソコンをコンピューターウィルスに感染させ、偽画面などにより、お客さまの情報を不正に盗み取る犯罪が多発しています。これらの被害を防止するため、当行ではインターネットバンキング専用ウィルス対策ソフト [Rapport(ラポート)] (無料) のご利用をおすすめしています。

◆ 特殊詐欺未然防止の取組み

ATMによる注意喚起

お客さまが、振込のためにATMを操作する際、画面上と音声により注意喚起を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

窓口の対応

高齢のお客さまから多額の振込又は現金引出し依頼があった場合には、お使いみちなどをヒアリングし、 詐欺の未然防止に努めています。金融犯罪を水際で防止し、お客さまに安心してお取引いただけるよう各種 対策を講じています。

Topics 特殊詐欺被害防止のための対応

全国的に多発している高齢者に対する還付金詐欺等の特殊詐欺被害防止のため、平成29年11月から、ATMでクイックカードによるお振込を長期間利用していない70歳以上のお客さまの口座について、お振込機能の利用制限を実施しました。

当行ではこれからもお客さまの特殊詐欺被害防止のための対策に取り組んでいきます。

Topics 特殊詐欺未然防止の対応事例

三好町支店では、特殊詐欺を未然に防止したとして、上田警察署から平成29年12月に感謝状を拝受しました。

【事件内容】80代のお客さまが「息子の借金返済のため現金を300万円引き出したい」とご来店。お客さまの落ち着かない様子やお話の内容から、不審に思った職員が息子さんに連絡。特殊詐欺であることが発覚しました。すぐに手続きを中止し、被害を未然に防ぐことができました。



リスク管理体制

◆ 統合的リスク管理体制

当行では、経営の健全性及び業務の適切性を確保することを目的に統合的リスク管理に関する基本方針を取締役会で定めています。

管理対象とする主要なリスクを下図の信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクと 定め、これらリスクを統合的に管理し、経営層の意思決定に反映させることにより、経営体力に見合った適 正な水準へリスクを制御するとともに、リスクの状況に見合った収益計画・経営資源の配分などを実施して います。

また、常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議及び融資管理会議を設置しています。ALM・統合リスク管理会議では、市場リスク、信用リスク、流動性リスクについて、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議では、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスクについて、融資管理会議ではより細分化した信用リスクについて、それぞれ管理体制全般に関する事項を協議又は決定しています。

(平成30年6月22日現在) 取締役会 監査役会 経営会議 ALM・統合リスク管理会議 融資管理会議 コンプライアンス・ 非常事態 事故調査 ALM・統合リスク 融資管理 オペレーショナルリスク 対策委員会 委員会 管理委員会 委員会 監査部 リスク統括部 融資統括部

[ALM・統合リスク管理] (ALM=Asset and Liability Management 資産負債総合管理)

当行では、常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、ALM・統合リスク管理会議を定期的に開催し、主に市場リスク・信用リスクを中心としたリスク管理体制や収益増強の基本方針を協議するなど、ALM・統合リスク管理体制の強化に努めています。

具体的には、金利・経済環境予測をもとに当行が抱える金利・価格変動・為替などの各市場リスクを的確に把握するとともに信用リスクについても定量把握を行い、適切なリスクコントロール策を協議しています。

特に金利リスク管理においては、ALM手法の充実・リスクヘッジ手段の活用などにより、お客さまのニーズにお応えしつつ、安定的な収益を確保できる資産・負債構造の構築に努力しています。

金融環境の変化に伴う資産・負債構造の変化と収益面への影響に的確に対応するため、今後ともALM・統合リスク管理体制の強化に努めていきます。

66 統合報告書 2018 67

→ 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況変化などにより銀行の資産の価値が減少もしくは消滅し、損失を被るリスクをいい、銀行業務の根幹となるリスクです。

信用リスク管理体制

当行は、信用リスクを内包する資産の健全性の維持・向上を図るため、国内外及びグループ全体の信用 リスクについて把握・管理していく体制を整備しています。

具体的には、リスク統括部信用リスク管理グループが、債務者格付制度を含む「内部格付制度」の「企画・設計」及び「運用の監視」、過度の与信集中排除を柱としたポートフォリオ管理を統括しています。また、融資統括部資産査定指導グループが「内部格付制度」の「運用」を、融資部及び融資統括部を中心とした関係部が「適切な個別与信管理」を行う体制としています。さらに信用リスク管理の適切性について、監査部が各部門の業務の監査を行っています。

債務者格付制度

当行では、与信取引先の財務状況や資金繰などのデータをもとに、与信取引先を13区分の格付に分類しています。1年ごとの定期的な見直しに加え、業況変化などに応じた随時見直しを通して与信取引先の実態把握に努めており、これらの結果を審査・個別与信管理、貸出金利のプライシング、信用リスク定量化・与信ポートフォリオ管理などに幅広く活用しています。

与信ポートフォリオ管理

大口先や特定業種への与信集中の状況を定期的にモニタリングするとともに、格付別・業種別などのさまざまな観点から与信ポートフォリオに内包される信用リスクを計量化して把握し、格付別・業種別などの与信上限額の設定などの対応をとることにより過度のリスクが発生しないようコントロールしています。

個別与信管理

審査部門については営業推進部門から分離し、相互牽制が適正に機能する体制としており、営業店及び 融資部審査グループを中心に基準に従った厳格な審査を実施するとともに、与信取引先の途上与信管理 の徹底により、債権の劣化防止を図っています。

→ 市場リスク管理

市場リスクとは、市場の変動によって損失が発生するリスクで、金利変動によって発生する金利リスク、 有価証券などの価格変動により発生する価格変動リスク、為替相場の変動により発生する為替リスクな どがあり、これらのリスクは近年ますます複雑化・多様化しています。

当行ではリスクとリターンのバランスを適切に保ち、リスクテイクを適正規模に調整するため、市場環境・経営体力などを勘案し、半期ごとに市場リスク管理方針を定めています。市場リスク管理方針では、取引の種類・取引先ごとに取扱うことのできるリスクの最大量・損失の限度などを定め、各取引担当部署はこの限度の範囲で業務遂行するほか、リスクの状況を毎日担当役員に報告し、迅速で適切な対応を実践しています。

市場リスクの計測にあたっては、VaR(バリュー・アット・リスク)を主要指標とし、評価損益の状況やBPV

(ベーシス・ポイント・バリュー)も用いて管理・分析を行っています。また、VaRだけでは十分に捉えられないリスクを補完するためストレス・テストを実施しています。具体的には過去のストレスイベントや当行に重大な影響を及ぼしうる最悪シナリオを想定して予想損失額などを把握しています。

また、業務管理面では、取引執行部署(フロントオフィス)、当該取引にかかる事務処理部署(バックオフィス)、リスク統制・管理部署(ミドルオフィス)を明確に分離し、相互に牽制する体制となっています。

→ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融環境の悪化や当行の信用状況の変化などにより、業務に必要な資金を確保できなくなったり、通常より著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされるリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱などにより市場取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当行では、当行を取巻く環境変化など流動性リスクに与える要因の特定・分析・評価をもとに、リスクの顕在化を抑制するため年度ごとに流動性リスク管理方針を定めています。

流動性リスク管理方針では、流動性リスク管理における限度額などを定め、流動性リスク統括部署である リスク統括部が、先々の市場調達額が過大とならないよう日次で管理しています。

また、短期間で資金化可能な資産を一定額以上保有することで、金融市場環境の急変などの不測の事態においても、円滑な資金繰り運営ができるよう万全の体制を整えています。

★ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、又は外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことで、当行では、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等)に分類してリスク管理を行っています。

当行では、オペレーショナル・リスク顕在化の未然防止並びに影響の極小化を図るため、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、管理体制の継続的な強度・高度化に取り組むほか、対処すべきオペレーショナル・リスクを適切に把握・評価するため、年度ごとにリスクアセスメントを実施し、本部の業務所管部が、オペレーショナル・リスクの低減活動を実施しています。組織面では、常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議を設置し、経営の関与を強化するとともに、オペレーショナル・リスク管理の統括部署であるリスク統括部が、各業務所管部のリスク管理状況を管理・監督することにより、リスク管理の実効性と内部牽制を確保しています。

◆ 業務継続体制の整備について

当行は、銀行業務の公共性を踏まえ、地震・風水害等の自然災害や金融危機が発生した場合においても、 預金払戻しや資金決済などの重要な業務を継続し、あるいは早期に再開・復旧させるため、業務継続計画 (BCP)を定めています。

また、業務継続計画の充実に向け、リスクアセスメントにより策定された改善活動に年度ごと計画的に取り組んでいるほか、非常事態対応訓練を定期的に実施し実効性の向上を図っています。

68 統合報告書 2018